平成２４年（フ）第２１７２号
横浜市金沢区富岡東４丁目３番56号　N201
債務者　小林　明美（旧姓石渡）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１８４号
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡５丁目10番１―302号
債務者　竹村　信夫
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１８５号
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡５丁目10番１―302号
債務者　竹村　弓子（旧姓稲葉）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１８９号
横浜市旭区市沢町675番地　野口荘10号
債務者　鈴木　　登
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１９６号
横浜市鶴見区岸谷３丁目12番26―502号
債務者　笠原　健司
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１９７号
横浜市緑区小山町648番地10　サンライズＴ―102号
債務者　高橋　三尚
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２３９号
神奈川県藤沢市獺郷1301番地
債務者　和井田　弘
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１１８号
滋賀県東近江市沖野２丁目14番36号
破産者　横田　惠子
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１３３号
滋賀県彦根市松原町3705番地１
破産者　森田　保夫
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第４４０号
奈良県橿原市小槻町191番地の18、前住所奈良県大和高田市大字大中114番地１
破産者　辻井　嘉男
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２１１号
奈良県大和高田市大字根成柿380番地１　A312号室ネオシティ大和高田
破産者　オカモト空調こと　岡本　昭人
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師3752番地１
破産者　作増　國昭
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１８１２号
札幌市清田区美しが丘５条９丁目２番25号
破産者　片川　朝満
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３７号
北海道苫小牧市光洋町３丁目10番３号　大澤アパート103号
破産者　桑原　喜作
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第３９４号
仙台市太白区袋原字台44番地の２　アネックス袋原203
破産者　柿沼　義也
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４７７号
仙台市泉区寺岡３丁目９番地の14
破産者　田中　秀樹
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４８４号
仙台市宮城野区宮千代３丁目７番地の２　ハサゼンハイツＡ棟106
破産者　阿部　浩二（旧姓渡邉）
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１２号
宮城県登米市米山町字善王寺相ノ田30番地４コーポ米八１Ｃ
破産者　佐藤　敏衛
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部